

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 1 2 号案件「審査請求人に関する烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課、障害福祉担当部障害施策推進課、障害福祉担当部障害者地域生活課、保健福祉部調整・指導課、世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課、及び区長室秘書課での苦情や相談の記録（2014年1月以降）」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和元年7月8日付けで審査請求人（以下単に「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「請求人に関する苦情や相談の記録（2014年1月以降）」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成31年3月29日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び提出文書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 請求人の個人情報なのに、黒塗りのままだとおかしい。

黒塗りのままだと、処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）の「事実」と、本当にあった請求人の「事実」とを一貫性を持って実施機関と共有、確認することが出来ない。もし、黒塗りの部分が本当にあった請求人の「事実」と異なることがあっても、請求人は反論することや間違いに気付くことが出来ない。

また、黒塗りのままだと、今後も世田谷区に安心して住みたいという希望を実施機関と共有できなくなり、信頼関係が持てなくなる。

イ 本件対象文書は、請求人が〇〇ことを訴えたものと、請求人が〇〇ものへの対応が記されたものである。請求人は〇〇であり、〇〇である請求人にその情報を隠すことはおかしい。

ウ 実施機関は、「〇〇と実施機関との信頼関係のために本件処分を行っている」と言うが、なぜ信頼関係のために開示しないのか、「信頼」とは何をもって信頼なのか理解できない。実施機関がどの様に請求人と信頼関係を築く責務を怠ってきたのか、せめて公文書として残っている部分だけでも知りたい。

なお、非開示とした審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）には、既に請求人が保有している記録が含まれているが、信頼関係を築くために、実施機関から正式に条例に基づいて開示すべきである。

エ 本件非開示部分の日時で、請求人の〇〇重大な出来事があり、その都度、実施機関に助けを求めたが、対応してもらえなかった。本件非開示部分にはその時の事実が記録されていると思われるので、開示すべきである。

また、平成24年から、請求人に起きた様々な問題の聞き取りが始まっている。今回の非開示部分には、当時、請求人に関して実施機関や関係者がどのように対応していたのかが記載されているものが多くあり、聞き取りや事実確認を進めるにあたって大切な記録なので、開示すべきである。

オ 〇〇には、「〇〇」とある。

現状の黒塗りのままでは、〇〇が実施機関においてどのように処理されたかが分からず、〇〇状態である。このような状況を解消するためにも、開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件非開示部分につき、条例第21条第7号（行政運営情報）に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

(2) 本件対象文書の一部には、〇〇方の心身の状況や生活の状況をはじめとした実施機関の地区担当員及び区の〇〇受付業務を受託している法人の担当者の観察内容、評価や所見等、実施機関内部又は外部機関その他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されている。

当該相談及び支援に係る事務において、〇〇方の地域での生活を支援するため、実施機関の地区担当員は、〇〇方との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、同様に、外部機関その他の関係者との間でも、率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があり、区の相談事業は、関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関その他の関係者との信頼関係が重要であるといえる。

本件非開示部分につき、非開示とした情報を開示するとなると、当該相談や支援に係る事務における実施機関と〇〇方との信頼関係の構築が困難になったり、区の〇〇受付業務を受託している法人の担当者が萎縮してしまい必要な情報が区に報告されなくなったり、さらには外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書の一部が条例第21条第7号に該当するとして、本件処分を行ったことは適法である。

(3) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「請求人に関する苦情や相談の記録(2014年1月以降)」である。その内訳は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇の33点と認められる。

審査請求書によれば、請求人は、本件処分の全てを取り消すよう求めているが、このうち、上記〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇については、本件処分ですべてを開示しており、非開示部分はない。したがって、本件審査請求は、本件処分の非開示部分について全部開示を求めているものと理解し、本件審査請求対象文書は、上記〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇の24点と認められる。

(2) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

これを踏まえ、当審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件非開示部分には、実施機関内部又は外部機関その他の関係者との間で行われた連絡調整や対応方策等に関する事項、実施機関の職員又は区の〇〇受付業務を受託している法人の担当者の請求人に対するありのままの観察内容、実施機関の職員の相談事案に対する評価等が記載されていることを確認した。

実施機関の地区担当員は、〇〇方との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であるとともに、区の相談事業は、各関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関その他の関係者との信頼関係がとりわけ重要である。

したがって、請求人は本件非開示部分を開示するよう求めているが、実施機関が主張しているとおり、本件非開示部分を開示した場合、実施機関と〇〇方との間で観察内容や評価について認識に違いがある場合には当該相談や支援に係る事務における実施機関と〇〇方との信頼関係の構築が困難になるおそれがあること、またありのままの情報が公開されてしまうと、区の〇〇受付業務を受託している法人の担当者が萎縮してしまい必要な情報が区に報告されなくなること、外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されること等の影響が生じるおそれがある。すなわち、本件非

開示部分の開示は、実施機関が実施する相談及び支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件審査請求対象文書には条例第21条第7号に該当する情報が含まれているため、その部分を非開示とし、本件審査請求対象文書を一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和元年11月15日	(諮問第112号) ・ 審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和2年1月21日	(令和元年度第8回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和2年3月3日	(令和元年度第9回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和2年10月19日	(令和2年度第3回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年12月14日	(令和2年度第5回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年12月14日	・ 審査庁(世田谷区長)に答申した。